

日作協発 第 50 号

2020 年 8 月 7 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 橋本 泰宏 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長 中村 春基



令和 3 (2021) 年度障害福祉サービス等報酬改定について（要望）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、当会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 (2018) 年度障害福祉サービス等報酬改定による就労定着支援事業の創設は、障害者の一般就労をさらに推進し、就労を通じた社会参加の促進や共生社会の実現にも寄与しているものと考えます。

一方で、障害者の就労系サービスにおいては様々な課題も散見されています。そのうちのひとつに、精神障害者の離職率の高さや症状の再発などによる就労定着の困難さに関する課題が挙げられます。作業療法士等の国家資格を有する専門職のさらなる有効活用が必要と考えます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、特に就労系サービスの事業所では、支援の停滞や就職者数の減少なども予想され、次年度の報酬区分などへの影響が示唆されています。事業所運営の安定、障害者の生活維持のためにも、報酬基準の緩和措置等を講じていただきたく存じます。

何とぞ、ご高配を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

【要望内容】

1. 就労定着支援事業に、作業療法士を含めた「福祉専門職員配置等加算」を創設
2. 就労継続支援 A 型事業および就労継続支援 B 型事業の「福祉専門職員配置等加算」有資格者に作業療法士を追加
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、次年度報酬区分に対する報酬基準の緩和措置の実施

【要望事由】

1. 就労定着支援事業に、作業療法士を含めた「福祉専門職員配置等加算」を創設

現在、就労移行支援事業では精神障害者の利用が急増しており、障害種別にみると利用者の半数近くを占めています。それに伴い、一般就労に至る精神障害者は増加していますが、一方で離職率の高さも課題とされています。また精神障害に限らず、難病や高次脳機能障害、若年性認知症などの場合、疾病や障害特性に応じた多面的なアセスメントと全体像の把握、症状等を踏まえた段階的な訓練や支援、医療との連携など、専門的な介入が必要であると考えます。的確なアセスメントやジョブマッチングを行わない不適切な介入は、職場不適応や離職に繋がります。就職後の障害者の様子や職場環境は経過とともに変化するため、適時適切に機微な対応が求められます。作業療法士は、応用的動作能力、社会的適応能力の回復や改善を図る技術を活用し、就労移行支援事業に続く就労定着支援事業にも有用です。就労定着支援事業においても作業療法士を含めた有資格者の配置加算の創設を図っていただきたいと要望します。

2. 就労継続支援 A 型事業および就労継続支援 B 型事業の「福祉専門職員配置等加算」有資格者に作業療法士を追加

平成 30 年（2018 年）度障害福祉サービス等報酬改定では、就職率向上への有効性が評価され、就労移行支援事業の「福祉専門職員配置等加算」の有資格者として作業療法士が追加されました。就労継続支援 A 型事業、B 型事業においても、作業療法士を配置した事業所では、一般就労への移行者の割合が高い結果を得ています。両事業への作業療法士の介入は、就労移行支援事業や就労定着支援事業と同様に効果があり、また作業療法士の配置によって就労支援事業全体における情報や支援の共有がなされ、働くことを通しての自立やその人らしい生活を目指す本来の就労支援事業の目的にかなった利用にも繋がるものと考えます。したがって、就労継続支援 A 型事業および就労継続支援 B 型事業においても、「福祉専門職員配置等加算」の有資格者に作業療法士を追記していただきたいと要望します。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、次年度報酬区分に対する報酬基準の緩和措置の実施

新型コロナウイルス感染症により、全国的に障害福祉サービスを担う事業所においては、感染予防対策を講じ、利用者数、利用日数の制限、支援内容の変更など、様々に工夫を凝らしている現状にあります。就労系サービスにおいては、事業所が努力したとしても、就職先となる企業収益の減少から求人自体が減り、就職者数に影響を与えることが予測されます。特に、就労移行支援事業においては、就職実績が次年度の報酬区分へ反映される設計となっており、減収へと繋がってしまう可能性があります。そこで、次年度の報酬区分に対する報酬基準の緩和措置を講じていただきたいと要望します。

以上